

## 第二期

# 芸西村空家等対策計画

令和8年度～令和17年度

令和8年4月

芸西村

## 目次

### 第1章 計画の趣旨

- 1 計画策定の背景 ..... 1
- 2 計画の位置付け ..... 1

### 第2章 本村の人口と空家等の状況

- 1 人口・世帯 ..... 2
- 2 住宅総数と空家数 ..... 3

### 第3章 空家等対策に係る基本的な方針

- 1 目的 ..... 4
- 2 基本理念 ..... 4
- 3 基本的事項 ..... 5
- 4 計画期間 ..... 5
- 5 所有者による空家等の適切な管理 ..... 5
- 6 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進 ..... 6
- 7 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項 ..... 7
- 8 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 ..... 9
- 9 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 ..... 9
- 10 空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 ..... 9

## 第4章 空家等対策の基本的施策

1 空家相談窓口の設置	11
2 空家等に関する補助制度等	11
3 空家等の調査に関する事項	12

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の背景

近年、人口減少や社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が増加しており、そのうち適正な管理が行われていないものは安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害等、様々な問題を発生し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことになりかねません。そこで空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として平成26年11月27日に「空き家対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」といいます。）が公布され、平成27年5月26日には全面施行されました。

法では、空き家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めなければならないとしており、市町村は空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空き家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならないと定めています。

そこで本村は、空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年に芸西村空き家等対策計画を策定しました。このたび計画期間である10年が経過したことに伴い、空き家の状況の変化やこれまでの課題を整理し、より一層効果的な空き家対策を推進していくため、第二期芸西村空き家対策計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、法第7条第1項に基づき策定するもので、平成27年2月に国から示された「空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（以下「国指針」といいます。最終改正 令和5年12月13日付け総務省・国土交通省告示第3号）に即した計画とします。

また、「芸西村まち・ひと・しごと創生総合戦略」など関連する本村計画と連携を図りながら計画を実施してまいります。

## 第2章 本村の人口と空家等の状況

### 1 人口・世帯

#### (1) 人口・世帯の推移

本村における人口・世帯数の推移は下記のとおりとなっている。

	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)
平成12年	1,478	4,366	1,984	2,382
平成17年	1,504	4,208	1,910	2,298
平成22年	1,490	4,048	1,848	2,200
平成27年	1,488	3,858	1,802	2,056
令和2年	1,505	3,694	1,724	1,970
令和7年	1,772	3,551	1,704	1,847

(資料：国勢調査・住民基本台帳)

## (2) 将来人口の推計

本村における地区別人口数と将来推計は下記のとおりとなっている。

	総人口
平成22年（実績）	4,048
平成27年（実績）	3,858
令和2年（実績）	3,694
令和7年（実績）	3,551
令和12年（推計）	3,345
令和17年（推計）	3,194
令和22年（推計）	3,022
令和27年（推計）	2,827
令和32年（推計）	2,643
令和37年（推計）	2,479
令和42年（推計）	2,321

（資料：芸西村人口ビジョン）

## 2 空家数

### (1) 住宅数

令和7年10月1日の住民基本台帳で世帯数は1,772戸となり、固定資産台帳で住宅戸数3,312戸となっています。

### (3) 空家数

空き家調査を行った結果、空き家数は、368戸となっています。住宅総数の11%が空き家となっている。

(3) 空き家の把握について

平成27年度に行った空き家の実態調査の結果をもとに、随時更新作業を行い空き家の把握に努めている。

## 第3章 空家等対策に係る基本的な方針

### 1 目的

本村における空家等対策の推進及び空家等の活用の促進を図ることにより、村民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、まちづくりの活動の活性化に寄与することを目的とします。

### 2 基本理念

#### (1) 安全で安心なまちづくり

南海トラフ地震は避けられないことが分かっており、住宅の耐震化、避難場所・避難路の整備、また発災後における避難生活の準備など、災害への備えを進めています。

老朽化が進み発災時に倒壊する恐れのある空き家は除却し、その他の空き家は、老朽化が進まないように適正な管理をするとともに、耐震性を確保した上で再生・活用し、南海トラフ地震を生き抜くまちづくりを目指していきます。

#### (2) 自然の恵みを活かした快適なすまいづくり

豊富な自然に囲まれ、快適な住環境に恵まれた本村においては、その快適性を維持するため、自然環境の保全に努めています。そのため、空き家の老朽化をできるだけ事前に食い止め、住環境の悪化を防止します。

### (3) いきいきと支え合うコミュニティづくり

本村は高齢者が多いことから、身体機能の低下や障害の程度に応じたバリアフリー化、及び在宅生活を支える様々なサービスの充実を図ると共に、見守りができる近隣のコミュニティを活性化することで誰もが安心して住むことができる魅力あるまちづくりを目指し、世代間の交流ができる住環境づくりに取り組んでいきます。

### (4) ストックを活かしたすまいづくり

空き家を改修し再生することで、公的賃貸住宅として活用し、移住者向け住宅として利用することで地域の活性化を図ります。

## 3 基本的事項

### (1) 対象地区

空家等に関する対策の対象とする地区は、芸西村内全域とします。

### (2) 対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定する空家等と、地方公共団体が所有又は管理する空家等とします。

#### ※法第2条第1項

この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。〔以下略〕

## 4 計画期間

本計画の期間は、10年間とします。

なお、本計画は、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

計画期間：令和8年度から令和17年度まで

## 5 所有者等による空家等の適切な管理の促進

### (1) 空き家所有者の責務

空家等は、所有者の財産であることから、憲法で規定する財産権や民法で規定する所有権に基づき、その所有者の責任において自主的に管理することが原則です。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法では、「空家等の所有者等は、周辺的生活環境悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されています。

ただし、所有者が死亡又は不明な場合もあることから、こうした場合には、法等に基づき、村において調査を尽くして、相続人等、空家等の適正な管理義務者を特定し、的確な指導・助言をすることで、空家等の適正な管理の実施につなげていきます。

### (2) 空き家の活用について

空き家の管理については、空き家のまま適正に管理するのとは別に、ニーズに合わせてリフォームすることで再生し、現役の施設として適正な管理を確保する方法もあります。

老朽化が進んでいない住宅については、不動産事業者等に依頼し、賃貸

住宅として活用することも可能なことから、住宅所有者が移住希望者などに売却又は賃貸することも可能です。このとき注意を要することとして、建物の耐震性の確保の問題があります。昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅については耐震性がない可能性が高く、耐震改修をするなどにより安全性を確保した上で売却又は賃貸する必要があります。

また、南海トラフ地震などの大規模災害時には、被災により住宅を失った方への応急期の住宅として提供することが考えられます。南海トラフ地震の被害想定による試算では、応急仮設住宅の建設用地が不足することが見込まれており、使える空き家はみなし仮設住宅として借り上げるなど、できるだけ活用する必要があります。「2 基本理念」の「(1)安全で安心なまちづくり」で記載していますとおり、本村は、南海トラフ地震を生き抜くまちづくりを目指しています。従いまして、災害発生後、活用が可能な空き家については被災者の救済のためにご提供いただきたいと考えています。その際には、覚書若しくは契約の締結など、ご協力いただくにあたって必要な措置を講じることとします。

このような災害時の役割を有効に担うためには、耐震性の確保が重要であり、本村が実施する空き家活用促進事業に空き家を提供するなど、日頃から空き家の耐震性の確保に係る取り組みが必要になります。

## 6 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

本村では、空き家を所有者から約10年間定期借家するなどし、村で改修したうえで公的賃貸住宅として活用する事業を実施しています。必要に応じて外構工事等も行います。借り上げました住宅については、期間満了時に、所有者にお返しします。

この事業の実施に当たり、空き家を移住者など芸西村の活性化に繋がる者等に提供することを基本としています

需要に対して空き家を再生して供給することは、空き家そのものを減らすとともに、新築により将来空き家となる可能性のあるストックがさらに増えることを抑制することにもなります。空き家を活用した移住定住の促

進を進めることで将来の空き家リスクの解消に努めてまいります。

一方、除却した老朽住宅ではない空家等に係る跡地については、その地域における公共の福祉に資する用途等として活用していきます。

## 7 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

### (1) 基本的方針

空家等のうち、特定空家等に該当するおそれがあるものについては、速やかな改善が求められることから、早期に助言又は指導を行うことが必要です。

このため、特定空家等に該当するか否かの判断にかかわらず、村は、空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導を行い、早期に解決が図られるように努めます。

### (2) 特定空家等の判断について

空家等が特定空家等に該当するか否かについては、老朽住宅判定基準を満たす空家等で、空家等対策委員会で協議し、周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適當であると認めるものとする。

なお、判断にあたっては、必要に応じて、高知県居住支援協議会空き家対策部会に助言を求めるものとします。

### (3) 緊急応急措置

空家等が危険となることが切迫し、かつ、当該空家等の所有者等が判明しないときは、危険な状態となることを防止するため、法に基づき、村は必要最低限の措置を講ずるものとします。

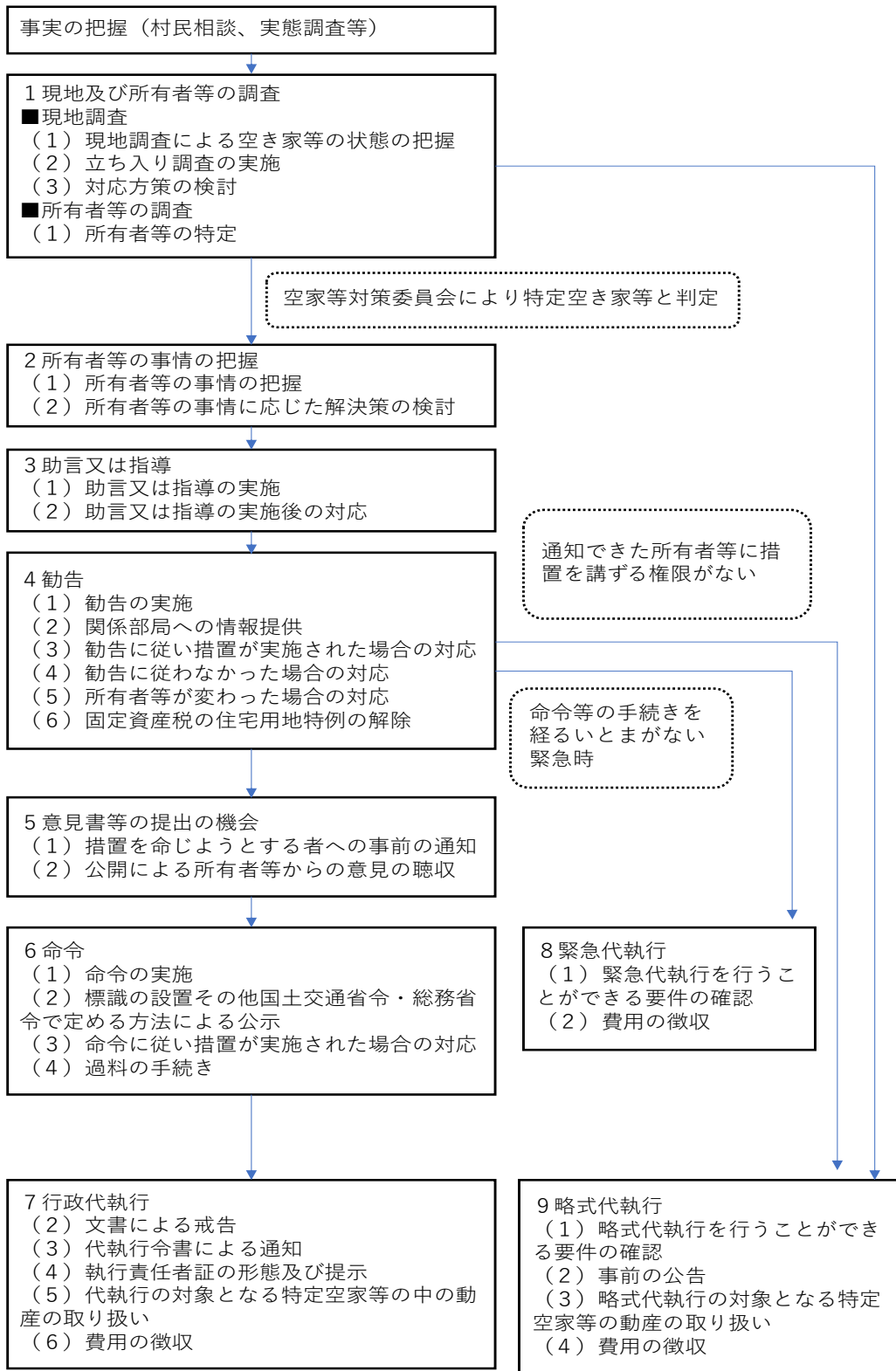
### (4) 特定空家等に対する措置の流れ

特定空家等に対する措置の流れは、次のフロー図のとおりです。

なお、法に基づく「勧告」を行うことにより、固定資産税の住宅用地の

特例が解除されます。

## 特定空家等に対する措置手順フロー図



## 8 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

### ○芸西村空家相談窓口

本村は、産業振興課に相談窓口を設置し、空家等に関する相談に対応します。

相談窓口は、管理不全な空家等に関する内容と空家等の利活用に関する内容の両方に対応するものとし、村民にとって、分かりやすい空家等の相談窓口として設置するものです。

## 9 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

### (1) 組織体制

#### ア 主管部局

空家等に関する対策に係る事務の主管部局は、産業振興課とします。

#### イ 専門家の団体との連携

特定空家等の判断や、相談対応、活用に関する技術的助言などについて高知県居住支援協議会空き家対策部会と連携して対応します。

## 10 空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

### (1) 基本的な考え方

本村は、法に基づき空家等に関する多岐にわたる空家等の課題に対応することとします。

また、空家等対策の推進には、高い専門性を要求されることから、関係機関との連携の下に、対策を講ずることが必要です。

### (2) 関係団体との連携

## ア 専門家団体及び事業者との連携

本村は、高知県居住支援協議会に所属しており、協議会内で、空き家に関する対策に対応するため不動産事業者を含む専門家及び事業者により組織されている空き家対策部会と連携し、専門性の高い問題の対応や具体的な対策の実施につなげます。

## イ 警察との連携

法の目的規定には、「防犯」が謳われていませんが、適切に管理されていない空家等が犯罪の温床となったり、犯罪を誘発する危険性を秘めていることは否めません。

このため、防犯的な観点からも、必要な限度において、警察と空家等に関する情報を共有するなど、相互に協力するものとします。

## ウ 消防との連携

県内では、適切な管理が行われていない空家等に放火される事件が発生しています。

また、空家等の敷地に繁茂している草が枯れ、タバコなどの火が燃え移る危険も予想されます。

こうしたことから、防災的な観点から、必要な限度において、消防と空家等に関する情報を共有するなど、相互に協力するものとします。

## エ 自治会との連携

地元を良く知る自治会の協力なしでは、空家等の問題は解決しません。村は、自治会から寄せられた空家等に関する情報などに注意を払い、問題の早期解決に努める必要があります。

また、特定空家等に該当していない空家等であっても、自然災害などにより、急速に腐朽が進行したり、倒壊のおそれのある状態となることも考えられます。

このため、こうした危険な状態となっている空家等に関する情報を自治会から提供を受けることにより、迅速な対応を図るものとします。

す。

#### オ その他関係団体との連携

アからエまでのほか、村は、空家等対策の推進のため、必要に応じて、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士及び金融・経済団体等の関係団体と相互に連携を図りながら、空家等の問題に取り組むものとしします。

## 第4章 空家等対策の基本的施策

### 1 空家相談窓口の設置

#### (1) 設置の経緯

本村は、今後の空家等対策をより村民に分かりやすくまた空家等対策に関する総合的な施策を展開するため、産業振興課に「空家相談窓口」を設置します。

#### (2) 機能

空家相談窓口は村民等からの相談への対応をはじめ、空家等に関するあらゆる問題の総合的な窓口として機能することが求められています。

専門的な知識を要する相談等については、関係団体との連携体制を活かし、該当する専門家に照会した上で回答する等、適正な対応を実施していきます。

## 2 空家等に関する補助制度等

### (1) 芸西村移住促進等空き家再生住宅（移住者支援住宅・お試し滞在住宅）

本計画に則った「芸西村地区空き家対策総合実施計画」を基本として、空き家を村が移住希望者等に公的賃貸住宅として供給し、居住支援を行うため、空き家を約10年間借り上げることで、空き家の適正な維持管理を支援します。

（支援の内容：固定資産税の負担軽減、空家等の維持管理に要する費用の軽減）

### (2) 芸西村空き家改修事業費等補助金

空き家を改修して村に定住しようとする移住者などに対して、その改修及び荷物の処分等に要する費用の一部を補助することにより、空き家の有効活用を図るとともに、移住の促進を図ります。

### (3) 芸西村老朽住宅等除却事業費補助金

地震発生時に老朽住宅の倒壊や火災等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐため、村内にある老朽住宅等の除却に要する費用の一部を補助します。

### 3 空家等の調査に関する事項

#### (1) 空家調査台帳の整備と随時更新（実態把握）

村内の空家等の状況を正確に把握し、効果的な対策を講じるため、空き家等台帳を整備します。

##### ・随時調査の実施

住民からの情報提供、日常の巡回、他部署からの共有等に基づき、空家等の発生や解消、管理状況の変化を把握した場合は、速やかに現地確認を行い、空家調査台帳の内容を随時更新します。

・管理状況の継続的な把握：空き家調査台帳に基づき特に適正な管理が必要と認められる空家等については、周辺状況の変化を注視します。

#### (2) 行政データ等の活用による所有者特定調査

空家調査台帳に登録された空家等の適正管理を促すため、必要に応じて以下の調査を行い、所有者等特定及び連絡先の把握に努めます。

・庁内情報との照合：固定資産税情報、住民基本台帳、水道の使用状況等の行政データを活用し、必要に応じて所有者等の異動情報を確認します。

・公簿調査：必要に応じて不動産登記簿や戸籍謄本等の確認を行い、相続人の特定など所有者の所在確認を行います。